

別紙 3

<p>公 示 送 達 書</p>		<p>告示第 5 号</p>
		<p>令和 8 年 6 月 2 4 日</p>
<p>下記の書類は、当児童相談所に保管してありますから、来所のうえ受領してください。</p>		
<p>茨城県土浦児童相談所長</p>		
<p>送達を受けるべき者の 氏 名</p>	<p>中村 博</p>	
<p>送達する書類の名称</p>	<p>児童福祉法第 56 条第 2 項に基づく書類</p>	
	<p> </p>	
<p>(注意) 地方自治法第 231 条の 3 第 4 項及び地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、 公示をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったとみなされます。</p>		